

川俣町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
川俣町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき、川俣町立学校の教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

(2) 川俣町の現状

本町では、「川俣町立小・中学校に勤務する教職員が業務を行う時間の上限に関する規則」を定め、教育職員の時間外在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月34.4時間	27.2%	1.8%
中学校	月26.4時間	14.2%	1.5%

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・月80時間を超える職員の割合を0にする。
- ・月45時間以下の職員の割合を100%にする。

【78.1%】 ※【 】内は令和6年度の実績

(2) ワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下とする。

【14.5%】 ※【 】内は令和7年度の実績

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等については、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等については、県教育委員会が設置する法務の専門的な指導助言等ができるスクールロイヤーの活用をすすめる。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ① 休日の部活動については、地域クラブ活動への地域展開を推進する。
- ② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、教育委員会で民間事業者等への委託を継続しながら、ICT支援員の配置を行う。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、特別支援教育介助員の活用やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、児童福祉関係機関と連携・協働を図り、適切な役割分担のもと、支援できる体制づくりをより一層推

進する。

- ② 不登校児童生徒への対応としては、校内教育支援センターを設置し、多様な学びができるよう効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、標準時数をもとに計画段階で真に必要となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、ストレスチェックの結果、希望する場合には本町の産業医による面接指導を行い、メンタルヘルスの不調を未然に防ぎ、心身の健康を守る。
- ・年次休暇については、まとまった日数で連続取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組む。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入し

ている校務支援システムで把握し、ワーク・ライフバランスや働きがい等に関する目標については、町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。